

水道施設の災害復旧に必要な経費

平成30年7月3日
厚生労働省医薬・生活衛生局
(生活衛生・食品安全)

平成30年度当初予算額:3.5億円(平成29年度当初予算額:3.5億円)

事業内容

災害により被害を受けた水道施設の原形復旧や、応急的に施設の設置に要する事業費の一部を補助する。

補助率等

原則:1/2

例外:災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に規定する激甚災害として指定された場合等
2/3

上限額:設定無し

参考:阪神・淡路大震災
(特別立法適用地域 8/10)
東日本大震災
(特別立法適用地域 80/100~90/100)
平成28年熊本地震(8/10)
(補助要綱による嵩上措置。)

対象施設

- 取水施設(井戸、集水埋きよ、取水ポンプその他取水に必要な施設)
- 貯水施設(貯水池、その他貯水に必要な施設)
- 導水施設(導水管、専用道路、その他導水に必要な施設)
- 浄水施設(浄水池、沈殿池、ろ過池、滅菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設)
- 送水施設(送水管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設)
- 配水施設(配水池、配水管、配水ポンプ、専用道路、その他配水に必要な施設)

その他、水道施設被害が甚大となる災害(直近の例:平成28年熊本地震)の場合には、給水装置の一部や漏水調査も対象とすることがある。

【参考】

応急給水については、災害救助法に基づく措置として、都道府県が実施(市町村に委任する場合を含む。)し、国がその費用の一部を負担する制度(内閣府所管)がある。

【出典】厚生労働省資料より佐藤信秋事務所作成 平成30年7月6日参議院災害対策特別委員会 自由民主党・こころ 佐藤 信秋